

令和8年度国庫補助による障害福祉施設整備計画協議要領

1 対象事業

令和7年4月4日付厚生労働省社会・援護局長通知「令和7年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（以下「国事務連絡」という。）及び令和7年2月6日付こども家庭庁成育局長通知「令和7年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について」（以下「局長通知」という。）によること。

なお、特定非営利活動法人等の審査基準については別添のとおりとする。

2 整備方針等

(1) 障がい者施設については、国事務連絡の3整備方針（1）ア～タ、（2）ア～ナによるほか、障がい児施設については、局長通知の3策定基準、5その他の留意事項によることとし、特に、現行の建築基準法及び厚生労働省の設置基準により木造化が可能な施設について、県産材による施設の木造化を図るとともに、木造化が不可能な建物については木質化を図ること。また、C LTの活用について検討すること。

なお、「構造改革特別地域における「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」の全国展開について」平成18年4月4日付雇児発第0404001号、社援発第0404003号、老発第0404001号、「社会福祉施設等における木材利用の促進及びC LTの活用について」平成28年7月21付雇児発第0721第17号、社援発第0721第5号、障発0721第2号、老発第0721第2号により、公共建築物の木材利用に留意すること。

(2) 障害福祉サービス事業所等の創設（施設の新規設置）については、施設設置予定市町及び障害福祉圏域において待機者が存在する等、当該サービスの供給量が不足していることが客観的に明らかであるとともに、中長期的なサービス利用の需給動向の分析の結果、真に必要と認められる場合に限ることとし、例えば当該サービスについて定員割れが生じている市町、圏域においては原則整備対象外とする（施設設置予定市町において、整備の具体的な必要性を認める場合にのみ整備対象とする）。

(3) 障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、地域生活移行を推進する観点から、「障がい者プラン（第7期県障がい福祉計画）」において、「令和4年度末時点の施設入所者数を基準として令和8年度末時点の施設入所者数の4.6%以上を削減することを基本」としていることに留意すること。従って、定員数の増を伴う案件については、グループホームでの対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される場合に限ることとし、かつ、当該地方自治体の区域内の入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。

やむを得ず、地域の実情により、これにより難い場合においては、施設整備の必要性とともに、当該地方自治体の区域内の将来の定員数の見通し及び減少計画について、併せて示すこと。

また、危険地域からの移転を伴う改築等についても、定員減を伴う案件を優先的に採択するものとする。

3 国庫補助額の算定等

国が示す補助単価（別添1-1、別添1-2）に基づき算定すること。

4 協議書の様式

別添2-1、別添2-2によるほか、以下の資料を提出すること。

○ 事業開始後3ヵ年の収支見込書

人件費については、配置職員数に基づき算定すること。

5 協議に留意すべき事項

- (1) 原則、単年度事業であり、早急に整備が必要、かつ優先度の高い事業を協議の対象とする。
- (2) 国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体工事費が国庫補助金の対象事業となる場合は、平成21年10月6日付社援保第1006第1号「社会福祉施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」及び、令和5年4月1日付こども家庭庁成育局参事官付（事業調整担当）通知「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」に基づき、関係書類を添付すること。
- (3) 協議様式の変更等を行わないよう注意のうえ作成すること。なお、様式を電子データで希望する場合は別途連絡すること。
- (4) 当該補助事業を活用した事業については、一般競争入札・低入札価格調査制度等、県の入札・契約手続きに準じた取扱いが必要であること。
- (5) 既存建物の活用による事業については、工事完成後に実施された建築基準法に基づく検査済証及び当時の図面が保管されているとともに、耐震化整備以外の事業については、昭和56年以前の建物である場合、耐震診断の実施等耐震性に問題がないことが確認されていることが必要であること。
- (6) 市町及び協議書を提出しようとする社会福祉法人等は、施設設置予定市町及び障害福祉圏域における利用見込み等のニーズを各々が調査し把握していること。（別途任意様式で提出をしていただきます。）

6 その他

協議書を提出しようとする場合は、市町長へ提出する前に事前に計画概要を所管の地方局地域福祉課を通じ、各施設所管課へ連絡すること。

7 協議書の提出部数 3部（障がい福祉課 1部、地方局 1部、市町 1部）

8 協議書の提出先及び提出期限

- (1) 当該施設の所在地の市町を経由のうえ、当該市町を所管する地方局地域福祉課へ提出すること。
なお、社会福祉法人等から協議書の提出を受けた市町長は、別添の意見書により意見を付すこと。
市町長から提出を受けた地方局長も同様に意見を付すこと。
また、同一管内に複数の協議書の提出があった場合は、優先順位を付して提出すること。
- (2) 提出期限
令和7年9月22日（月）までに、所管の地方局地域福祉課へ提出すること。

9 整備計画のヒアリング

整備計画のヒアリングは、提出された協議書により実施する場合があるが、期日等は別途通知する。（サービス利用に係る受給動向分析、ニーズ調査結果なども確認予定）

10 問合せ先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課 障がい施設係 中矢
Tel : 089-912-2421 E-mail : nakaya-makoto@pref.ehime.lg.jp

補助対象とする特定非営利活動法人等の要件（審査基準）
社会福祉施設整備計画協議要領「1 対象事業」関係

1 事業実施状況

- (1) 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（共同生活介護・共同生活援助を含む）を設置・運営しているとともに障害福祉サービス事業（居宅系サービスを含む）を3年以上運営していること（事業年度の前年度の9月末時点において（以下、期間の算定において同じ））。
- (2) 県の指導監査の結果が良好であるとともに、障害者総合支援法等関係法令に基づく行政処分を受けたことがないこと。

2 法人役員の状況

- (1) 法人の役員（監事・監査を除く）
 - ① 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が実質的に参画していること。
 - ② 上記1（2）の行政処分等を受けた法人の当時の役員（監事・監査を含む）等事業運営の管理的地位にあった者がいないこと。
 - ③ 関係行政庁の職員、地方公共団体の長等が参画していないこと。
- (2) 法人の役員（監事・監査）
 - ① 上記1（2）の行政処分等を受けた法人の当時の役員（監事・監査を含む）等事業運営の管理的地位にあった者がいないこと。
 - ② 関係行政庁の職員、地方公共団体の長等が参画していないこと。
- (3) 法人の役員（監事・監査を含む）については、別添の履歴書を添付すること。

3 事業の安定性

- (1) 直近の決算で、累積欠損金が生じていないこと。
- (2) 原則、直近3ヵ年の決算で、当期欠損金が生じていないこと。
- (3) 事業開始時において、原則2か月分の運営費相当額を現金預金として保有しているとともに、施設整備後の初年度を除き収支が黒字となるなど、安定した事業所運営が確実と見込まれること。

4 その他

特定非営利活動促進法、会社法等各法人の運営等に係る規程において定められている要件を充足していること。

なお、各事業の妥当性等については、別途個別に審査する。

